

問 1

民間に開放すると、現行と比較して退職自衛官に対するサービスが低下するとのことだが、給付にかかる業務自体は、現在官においてもマニュアル等にもとづき業務を実施しているはずであり、その意味でサービスの低下は発生しないと考える。また、給付にかかる事務の根幹は、給付金を正確に給付できるかどうかであり、退職自衛官に対する個別のフォローについては若年退職給付業務とは切り離して対処すべきと考えるが、貴庁の見解如何。

(答)

- 1 若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の支給額算定業務に限らず、業務マニュアルはあくまで担当者の執務上の補完的な参考資料に過ぎず、国の事務処理上の唯一の根拠は関係法令にある。法令に基づき、支給額の算定を確実に行うことができるのであれば、民間に委託することに問題はないと考える。
- 2 給付にかかる事務の根幹は、給付金を正確に給付することであることに異論はない。

しかし、在職者及び退職者からの随時の問い合わせ、相談、退職者への制度説明等の、いわゆる「個別のフォロー」を支給額算定業務と切り離した場合においても、各駐屯地等に「個別のフォロー」をするための給付金制度全般の知識を有する担当者の配置が引き続き必要であることから、効率性という観点からマイナスであると考える。

また、「個別のフォロー」のみを官側に残し、支給額算定業務を切り離すことにより、民間の支給額算定担当者と、会計、人事等の官の部署との間で連絡等に要する経費が発生することが考えられる。

問2

給付にかかる業務自体は、過疎地等に対しても情報機器等を利用することにより、民間による十分なサービスの提供が可能であると考える。また、ＩＴ機器の利用が困難でも、郵送、電話などにより十分対応可能であると考えるが、貴庁の見解如何。

(答)

- 1 給付金の支給にかかる届出及びそれにかかる調整等を、郵送又は電話により行うのは可能であると思われる。
- 2 所得届出書等の提出は、給付金支給機関へ直接持参するケースが多く、この場合、その場で担当者が記入事項の修正等を指導できるという利点がある。これに対して、書類の提出を郵送に限定した場合、記入ミスや添付書類漏れなどの不備があった場合は再度郵送で書類を送付し、修正点を指導しなければならないため、支給機関及び退職者の双方にとって経費や時間的な面において不利となると思われる。